

滋賀県国民健康保険運営方針新旧対照表

旧	新
1～3 省略 4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項 4－1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項 <市町の現状> 保険料（税）の算定方式 本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。 賦課方式については、<u>令和5年度時点</u>において13市および<u>5町</u>が3方式（所得割、均等割、平等割）を<u>採用しており、1町が4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）</u>を採用しています。 省略 <標準的な算定方法> （1）標準的な保険料賦課方式 標準的な保険料（税）の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに3方式とします。 （2）標準的な賦課割合 ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに 全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。 「応能割」：「応益割」＝「所得係数」：「1」とします。 所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1:1となります。	1～3 省略 4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項 4－1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項 <市町の現状> 保険料（税）の算定方式 本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。 賦課方式については、<u>令和7年度時点</u>において13市および<u>6町</u>が3方式（所得割、均等割、平等割）を採用しています。 省略 <標準的な算定方法> （1）標準的な保険料賦課方式 標準的な保険料（税）の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに3方式とします。 （2）標準的な賦課割合 ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。 「応能割」：「応益割」＝「所得係数」：「1」とします。 所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1:1となります。

旧	新
イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに 70:30 とします。 (3) 標準的な賦課限度額 標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに国が政令で定める額を基準とします。 (4) および (5) 省略 (6) 納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率 標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収 納率向上の努力を促すため、5に定める＊規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。 なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに同じとします。 以下、省略	イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに70:30とします。 (3) 標準的な賦課限度額 標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに国が政令で定める額を基準とします。 (4) および (5) 省略 (6) 納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率 標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収 納率向上の努力を促すため、5に定める＊規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。 なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに同じとします。 以下、省略